

学校等及び通学路等における児童等の安全確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成19年岩手県条例第8号）第9条第1項の規定に基づき、学校（大学を除く。）、専修学校（高等課程に限る。）及び児童福祉施設（以下「学校等」という。）並びに通学、通園等の用に供されている道路及び児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）が日常的に利用している公園、広場等（以下、「通学路等」という。）における児童等に対する犯罪を防止するために必要な方策を示すことにより、児童等の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校等の設置者等」という。）、通学路等の管理者、児童等の保護者及び地域住民等が、児童等の安全を確保するために努力すべき具体的な方策を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、児童等の発達段階や学校等及び地域の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的な方策

1 学校等への不審者の侵入防止対策

学校等の設置者等は、正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 出入口の限定
- (2) 普段使用しない門扉を施錠する等の適切な管理
- (3) 不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等の設置
- (4) 来訪者用の入口及び受付の明示並びに応接スペース等の確保
- (5) 来訪者に対する名簿の記入及び来訪者証等の着用の要請
- (6) 来訪者への声掛けの励行
- (7) 不審者の侵入防止、死角の排除を目的とした事務室、職員室等の配置
- (8) 教職員等による学校等の敷地及び外周の巡回

2 学校等の施設・設備の点検整備

学校等の設置者等は、不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防ぐため、次のような施設・設備の点検整備に努めるものとする。

- (1) 門扉、フェンス、外灯、窓、出入口、施錠設備等の点検整備
- (2) 死角の原因となる障害物の移動又は除去
- (3) 防犯ベル、防犯ブザー等の警報装置、警察等への非常通報装置、防犯カメラ、防犯センサー、テレビインターホン等の監視装置の点検整備
- (4) さすまた、盾、催涙スプレー等の防犯用具の点検整備
- (5) 複数の避難経路の確保及び避難の妨げとなる障害物の移動又は除去

3 通学路等における安全確保対策

通学路等における児童等の安全を確保するため、学校等の設置者等、児童等の保護者、地域住民、警察署及び通学路等の管理者が協力して、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 安全な通学路の設定と定期的な点検
- (2) 要注意箇所、避難場所等の把握と周知徹底
- (3) 安全な登下校方策の策定・実施
- (4) 児童等の登下校を地域全体で見守る体制の整備
- (5) 登下校のルートや時間などに関する警察署との情報共有

4 緊急時に備えた体制の整備等

学校等の設置者等は、学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合に備えて「危機管理マニュアル」を策定し、必要に応じて見直すものとする。

また、地域住民及び警察署等の関係機関と連携し、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 教職員等による安全確保体制の整備、緊急時の役割分担の明確化
- (2) 教職員等の危機管理意識の高揚、対応能力向上のための研修及び訓練の実施
- (3) 近隣の学校等や警察署、消防署等との連携による児童等の安全確保に関する情報交換の実施
- (4) 警察署、消防署の協力のもと、教職員、保護者、地域ボランティアなどを対象とした安全教室、防犯訓練、救命救急訓練の実施
- (5) 緊急時を想定した保護者への連絡の方法及び登下校の方法の決定
- (6) 学校等、警察署、県、市町村その他関係機関相互間における情報連絡網の整備
- (7) 学校等の施設以外での教育活動における緊急時の連絡通報体制の整備
- (8) 臨床心理士・スクールカウンセラーなどの専門家や専門機関との連携による心のケアの支援体制の確立

5 児童等に対する安全教育の充実

学校等の設置者等は、児童等が犯罪の被害に遭わないための知識を習得し、様々な危険を予測して安全に行動できる能力を育成するため、次のような取組みに努めるものとする。

- (1) 不審者の侵入時における対処方法を習得するための避難訓練の実施
- (2) 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法を身につけさせるための防犯教室や防犯訓練の実施
- (3) 児童等の安全意識を育成するための地域安全マップの作成等
- (4) 「子ども 110 番の家」などの緊急避難場所の周知及び駆け込み訓練の実施
- (5) 防犯ブザー等の携帯や使用方法の周知

6 保護者、地域住民及び関係機関・団体相互の連携

保護者、地域住民及び関係機関・団体が連携し、児童等の安全確保につながる次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 登下校時のパトロール、校外安全指導、あいさつ運動等の実施
- (2) 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合の警察及び学校等への通報
- (3) 安全対策に関する文書等の各家庭への配布や地域における掲示などによる情報の共有
- (4) 「子ども 110 番の家」など児童等の安全を確保できる場所の整備・拡大
- (5) ボランティア団体等と児童等の交流の促進

参考：この指針を適用する学校等について

- ① 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校（中高一貫校）、特別支援学校及び幼稚園（学校教育法第 1 条に規定する学校）で大学は除く
- ② 服飾専門学院、理容美容専門学校、看護高等専修学校等の専修学校（学校教育法第 82 条の 2 に規定する専修学校）の高等課程（中学卒業者が入学するもの）
- ③ 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター（児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設）
- ④ なお、学校等には含まれないが、放課後児童クラブについても、この指針を適用することが望ましい。